

特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売事業所

特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 合同会社楽志が開設する福祉用具の楽らく（以下「事業所」という。）が行う特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の専門相談員が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者（以下「要介護者等」という。）に対し、適正な特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売（以下「特定福祉用具販売等」という。）を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の専門相談員は、要介護者等がその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な特定福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行うこととする。

2 事業所の専門相談員は、要介護状態にある利用者に対しては、特定福祉用具の販売をすることにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護するものの負担の軽減を図ることとする。

3 事業所の専門相談員は、要支援状態にある利用者に対しては、特定介護予防福祉用具の販売をすることにより、利用者の心身機能の維持向上を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

4 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

一 名称 福祉用具の楽らく

二 所在地 鳥取県米子市富益町63番地50

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

一 管理者 1名

管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも特定福祉用具販売等の提供に当たるものとする。

二 専門相談員 2名（常勤2名、うち常勤1名は、管理者と兼務）

専門相談員は、特定福祉用具販売等の提供にあたる。

三 事務職員 1名（非常勤）

事務職員は、必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

一 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、会社の指定する土曜日、国民の祝日及び夏季休業、年末年始を除く。

二 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。ただし、土曜日は午前8時30分から午後12時30分までとする。

(特定福祉用具販売等の提供方法)

第6条 特定福祉用具販売等の提供に当たっては、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえるものとする。

2 福祉用具が適切に選定されるよう、専門的知識に基づき利用者の相談に応じるとともに、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、費用等に関する情報を提供し、利用者又はその家族の同意を得るものとする。

3 福祉用具の納品に当たっては、販売する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し点検を行い、利用者の身体状況等に応じて福祉用具の調整を行うとともに、当該福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、利用者に当該福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行うものとする。

(取り扱う種目)

第7条 特定福祉用具販売等において、取り扱う種目は次のとおりとする。

- 一 腰掛便座
- 二 自動排泄処理装置の交換可能部品
- 三 入浴補助用具
- 四 簡易浴槽
- 五 移動用リフトのつり具の部分

(販売費用等)

第8条 特定福祉用具販売等を提供した場合の販売費用は別紙のとおりとする。

2 前項に定めるもののほか、利用者から次の費用の支払いを受けるものとする。

一 次条に規定する通常の事業の実施地域以外の地域において特定福祉用具販売等を行う場合の交通費として、通常の事業の実施地域を越えた地点から随時相談し実費を徴収する。

二 福祉用具の搬出入に特別な措置が必要な場合(クレーン車使用など)の費用は、その実費を徴収する。

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

4 特定福祉用具販売等に係る販売費用の支払いを受けた場合は、次に掲げる事項を記載した書面を利用者に対して交付するものとする。

一 当該事業所の名称

二 提供した特定福祉用具の種目、品目の名称及び販売費用の額その他必要と認められる事項を記載した証明書

三 領収書

四 当該特定福祉用具のパンフレットその他の当該福祉用具の概要

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、米子市、境港市、西伯郡、日野郡、安来市、松江市の区域とする。

(その他運営に関する重要事項)

第10条 事業所は、専門相談員の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

一 採用時研修 採用後1ヵ月以内

二 継続研修 年6回

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持しなければならない。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は合同会社楽志と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成27年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年7月1日から施行する。